

日本工業規格「繊維製品の取扱いに関する表示記号」

JIS L 0001 : 2014 より抜粋

序文

この規格は、2012年に第3版として発行されたISO 3758を基とし、繊維製品の生産、流通のグローバル化、並びに我が国の家庭洗濯及び商業洗濯の一部のドライクリーニング及びウェットクリーニングにおける繊維製品のケア（取扱方法）の実態に対応するため、技術的内容は変更することなく作成した日本工業規格である。 <以下省略>

1 適用範囲

この規格は、家庭洗濯（洗濯、漂白、乾燥及びアイロン仕上げ）及びドライクリーニング並びにウェットクリーニング（以下、商業クリーニングという。）による繊維製品のケア（取扱方法）に関する表示記号（以下、記号という。）及び表示方法について規定する。ただし、工業ランドリーは除く。

なお、記号で表示される家庭洗濯のための情報は、クリーニング業者の参考にもなる。この規格は、消費者に供給される全ての繊維製品に適用できる。

2 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

2.1 繊維製品

少なくとも質量で80%以上の繊維素材を含む糸、生地及び完成品（製品）。

2.2 洗濯

繊維製品に付いた汚れを水浴中で除去するための処理。

注記 洗濯とは、次の処理の一部又は全部を適宜組み合わせたものをいう。これらの処理は、機械又は手で行う。

- つけ置き、予洗及び本洗（通常は、温水又は加熱と機械作用とを伴い、洗剤などの存在下で行う）並びにすすぎ。
- 上記の処理中又は処理の最後に行う遠心脱水又は絞り（以下脱水という。）。

2.3 漂白

洗濯前、洗濯途中又は洗濯後に、塩素系又は酸素系の酸化形漂白剤を使用し、汚れ、しみの除去及び／又は白さの向上を目的として水中で行う処理。

注記 一般家庭での使用量が少ない還元形漂白剤は、この規定では考慮していない。

2.3.1 塩素系漂白剤

水中に次亜塩素酸イオンを放出する漂白剤。例えば、次亜塩素酸ナトリウムがある。

2.3.2 酸素系漂白剤

水中に過酸化物を放出する漂白剤。例えば、過炭酸ナトリウム、過酸化水素がある。

注記 酸素系漂白剤には、活性度の異なる様々な漂白成分が含まれる。この漂白剤には、低水温洗濯で漂白力を向上させる漂白活性化剤が含まれるものが多い。

2.4 乾燥 洗濯又は商業クリーニング処理後の繊維製品から水分又は溶剤を除去する処理。

2.4.1 タンブル乾燥

洗濯又は商業クリーニング処理後の繊維製品に残留している水分又は溶剤を、回転ドラム中で熱風によって除去する処理。

2.4.2 自然乾燥

洗濯処理後の繊維製品を日なた又は日陰で、つり干し、ぬれつり干し、平干し、ぬれ平干しなどを行うことによって水分を除去する処理。

2.4.2.1 つり干し乾燥

洗濯・脱水後の繊維製品を、物干しさお（竿）、ハンガーなどにつるして水分を除去する処理。

2.4.2.2 平干し乾燥

洗濯・脱水後の繊維製品を、水平に広げて水分を除去する処理。

2.4.2.3 ぬれつり干し乾燥（だら干し）

洗濯後の繊維製品を、脱水せずにぬ（濡）れた状態のまま物干しさお、ハンガーなどにつるして水分を除去する処理。

2.4.2.4 ぬれ平干し乾燥

洗濯後の繊維製品を、脱水せずにぬれた状態のまま水平に広げて水分を除去する処理。

2.5 アイロン仕上げ

熱、圧力及び場合によっては蒸気を用いるアイロンなどの適切な器具を使用して、繊維製品の形状及び外観を復元する仕上げ処理。

2.6 商業クリーニング

ドライクリーニング及びウェットクリーニングの総称。

2.6.1 ドライクリーニング

各種の溶剤（水を除く。）及び洗剤を用いた業者による繊維製品のクリーニング処理。

2.6.2 ウェットクリーニング

特殊な技術を用いた業者による繊維製品の水洗い処理。ただし、洗剤及び／又は水洗いによる影響を最小限に抑えるために、水洗い・すすぎ及び遠心脱水時に添加剤などを使用する場合もある。

注記 ウェットクリーニングとは、次の処理の一部又は全部を適宜組み合わせたものをいう。

- － 水洗い（通常は、温度調節及び機械作用を伴い、洗剤などの存在下で行う。）、すすぎ、脱水、乾燥（タンブル乾燥及び／又は自然乾燥）及び仕上げ。

3 記号の説明及び定義

3.1 記号

3.1.1 概要

5個の基本記号、及び基本記号と組み合わせて用いる幾つかの付加記号で構成する。

3.1.2 基本記号 <省略>

3.1.3 付加記号 <省略>

3.2 洗濯処理記号の詳細

おけの記号は、洗濯処理（手洗い又は洗濯機使用）を表す。この記号は、表1に示すとおり、上限の洗濯温度及び最も厳しい洗濯処理に関する情報を提供するために使用される。

注記 最も厳しい洗濯処理とは、洗濯後の乾燥・仕上げ処理において被洗物の状態が洗濯前とほぼ同等に回復する上限に近い洗濯処理である。通常は、非洗物に対応した洗い方を選ぶ指標となる。

JIS L 0001 : 2014 繊維製品の取扱いに関する表示記号

表1－洗濯処理の記号

記号番号	記号	洗濯処理
190		液温は、95°Cを限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる。
170		液温は、70°Cを限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる。
160		液温は、60°Cを限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる。
161		液温は、60°Cを限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる。
150		液温は、50°Cを限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる。
151		液温は、50°Cを限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる。
140		液温は、40°Cを限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる。
141		液温は、40°Cを限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる。
142		液温は、40°Cを限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯処理ができる。
130		液温は、30°Cを限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる。
131		液温は、30°Cを限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる。
132		液温は、30°Cを限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯処理ができる。
110		液温は、40°Cを限度とし、手洗いによる洗濯処理ができる。
100		洗濯処理はできない。

表2－漂白処理の記号




記号番号	記号	漂白処理
220		塩素系及び酸素系漂白剤による漂白処理ができる。
210		酸素系漂白剤による漂白処理ができるが、塩素系漂白剤による漂白はできない。
200		漂白処理はできない。

表3－タンブル乾燥処理の記号




記号番号	記号	タンブル乾燥処理
320		洗濯処理後のタンブル乾燥処理ができる。 高温乾燥:排気温度の上限は最高80℃
310		洗濯処理後のタンブル乾燥処理ができる。 低温乾燥:排気温度の上限は最高60℃
300		洗濯処理後のタンブル乾燥はできない。

表4－自然乾燥処理の記号

記号番号	記号	自然乾燥処理	記号番号	記号	自然乾燥処理
440		つり干し乾燥がよい。	445		日陰でのつり干し乾燥がよい。
430		ぬれつり干し乾燥がよい。	435		日陰でのぬれつり干し乾燥がよい。
420		平干し乾燥がよい。	425		日陰での平干し乾燥がよい。
410		ぬれ平干し乾燥がよい。	415		日陰でのぬれ平干し乾燥がよい。

表5ーアイロン仕上げ処理の記号










記号番号	記号	アイロン仕上げ処理
530		底面温度200℃を限度としてアイロン仕上げ処理ができる。
520		底面温度150℃を限度としてアイロン仕上げ処理ができる。
510		底面温度110℃を限度としてアイロン仕上げ処理ができる。
500		アイロン仕上げ処理はできない。

表6ードライクリーニング処理の記号

記号番号	記号	ドライクリーニング処理
620		パークロロエチレン及び記号(F) の欄に規定の溶剤でのドライクリーニング処理 ^{a)} ができる。 通常の処理
621		パークロロエチレン及び記号(F) の欄に規定の溶剤でのドライクリーニング処理 ^{a)} ができる。 弱い処理
610		石油系溶剤(蒸留温度150℃~210℃、引火点38℃~)でのドライクリーニング処理 ^{a)} ができる。 通常の処理
611		石油系溶剤(蒸留温度150℃~210℃、引火点38℃~)でのドライクリーニング処理 ^{a)} ができる。 弱い処理
600		ドライクリーニング処理ができない。

注^{a)} ドライクリーニング処理は、タンブル乾燥を含む。

表7ーウェットクリーニング処理の記号

記号番号	記号	ウェットクリーニング処理
710		ウェットクリーニング処理ができる。 通常の処理
711		ウェットクリーニング処理ができる。 弱い処理
712		ウェットクリーニング処理ができる。 非常に弱い処理
700		ウェットクリーニング処理はできない。

4 記号の適用及び使用

4.1 記号の適用

記号の適用は、次による。

- a) 簡条3で規定した記号は、直接製品に記載するか、又はラベル（縫い付けラベルなど）に記載する。
- b) ラベルは、少なくともラベルを付ける繊維製品と同程度の家庭洗濯処理及び商業クリーニング処理に耐え得る適切な素材で作成する。
- c) ラベル並びにラベルに印字した記号及び付記用語は、容易に読み取れる大きさとし、製品の耐用期間中は判読可能でなければならない。
- d) ラベルは、消費者が簡単に分かる箇所に見やすく、縫い目などに隠れず、かつ、しっかりと容易に取れない方法で繊維製品に取り付けなければならない。

4.2 表示場所

- 4.1 a)の規定による記号の記載が不可能な場合には、パッケージ（包装）などに表示することができる。

4.4 記号の使用

記号の使用は、次による。

- a) 処理記号は、洗濯、漂白、乾燥、アイロン仕上げ、商業クリーニングの順に並べる。
- b) 1個以上の乾燥処理記号又は1個以上の商業クリーニング記号が必要な場合は、洗濯、漂白、タンブル乾燥、自然乾燥、アイロン仕上げ、ドライクリーニング及びウェットクリーニングの順に並べる。
- c) この規格で規定されている5個の基本記号のいずれかが記載されていないときには、その記号によって意味している全ての処理が可能とする。
- d) 記号によって表示される処理は、特別な指示がある場合を除き、その繊維製品の全体に適用される。

注記1 洗濯ができるいずれかの記号（表1の記号番号100以外）を表示したときは、任意であるがタンブル乾燥処理記号（表3）のいずれか1個を表示することが望ましい。

注記2 洗濯ができない記号（表1の記号番号100）を表示したときは、任意であるがドライクリーニング処理記号（表6）のいずれか1個かつウェットクリーニング処理記号（表7）のいずれか1個を表示することが望ましい。

4.5 各国の要求事項 <省略>

4.6 付記用語の例

処理記号への付記用語はないが、表示記号近くの別の場所に、簡潔明瞭な表示は可能である。

《表示例》



中性洗剤使用
洗濯ネット使用
あて布使用
飾り部分アイロン禁止